

野辺地町新型コロナウイルス感染症 緊急対策支援給付金に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に支障が生じている町内中小企業者・小規模事業者に対し、商店街活性化や、地域経済・住民生活の支援のため給付金を交付します。

給付金の額

※複数の施設を運営していても1事業者といたします。
※法人については、中小企業基本法に規定する
中小企業者を対象とします。

1事業者あたり10万円

対象者

来場の際は、マスクの着用・
入口での消毒にご協力ください！



- ① 町内中小企業者・小規模事業者(法人・個人事業主)
- ② 令和2年3月から5月の間に営業実績があること。
- ③ 令和2年3月から5月のいずれかの月の売上げが、前年同月に比べ減少していること。
- ④ 経済産業省が実施する「持続化給付金」の申請、又は受給をしていないこと。
(虚偽若しくは不正な手段により給付金を申請したときは、返還していただきます。)

申請方法

申請会場にて、配布する申請書に必要事項を記入し、添付書類を添えて提出。

申請期間・場所

裏面の青森県新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金の
受付も以下の場所・日時となります。

中央公民館
(ホール)

午前:9時30分~12時 午後:1時30分~4時
令和2年5月16日(土)・17日(日)・23日(土)・24日(日)

野辺地町商工会
(2階)

午前:9時30分~12時 午後:1時30分~8時
令和2年5月18日(月)~22日(金)、25日(月)~29日(金)
※ただし、5月28日(木)は、受付しません。

添付書類

- ・申請該当月及び前年同月の売上状況が分かる書類
- ・身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真付きのもの)
- ・振込口座が分かる通帳等、及び印鑑
- ・その他町長が必要と認める書類